

第 3 章

基本施策

第3章 基本施策

第1節 快適で健全な生活が営めるまちづくり

1. 公害の未然防止対策の推進

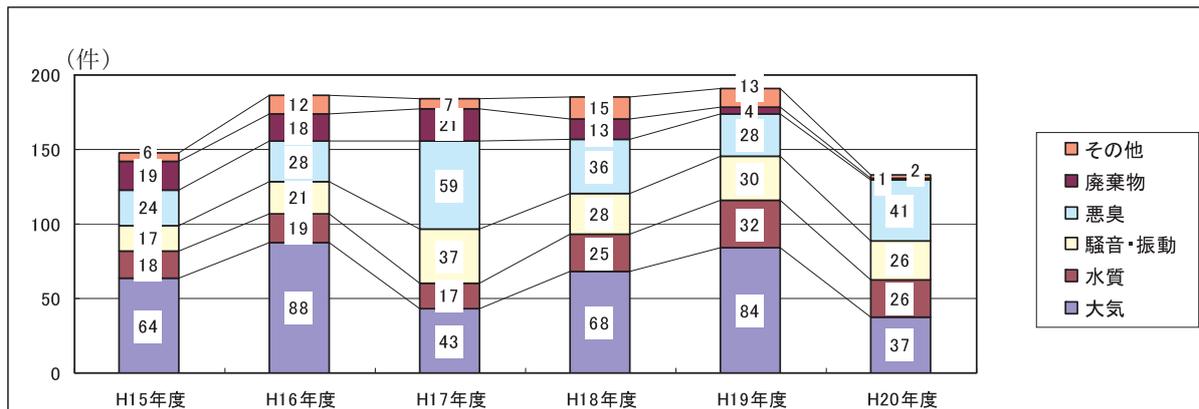
◆現状と課題

本市では、平成20年度に131件の環境関連の苦情があり、発生源の内訳は、事業活動よりも日常生活に伴うものが多い状況です。

公害や生活環境の悪化は、市民の生活に密着した問題であり、発生の未然防止に努めることが重要です。

これまで、企業との環境保全協定の締結や環境関連の苦情への迅速な対応に努めており、今後も市民、事業者と協働して、公害の未然防止や生活環境の保全に努めていくことが必要です。

■環境関連の苦情件数



出典：「周南市調査資料」環境政策課

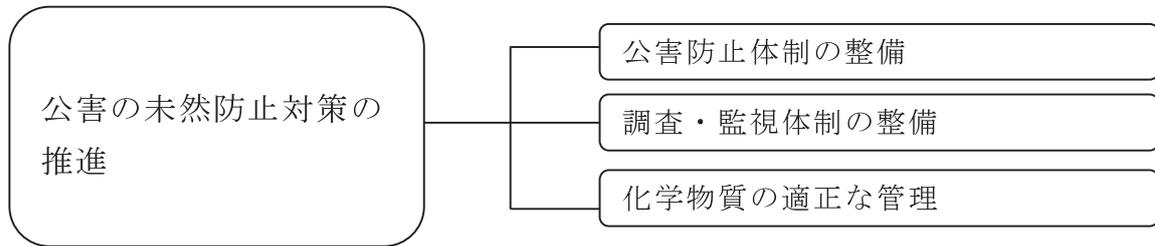
◆目標

公害の未然防止に努め、快適な生活環境を保全します。

代表的な指標	現 状 (平成20年度)	目 標 (平成26年度)
環境保全協定締結数 (社)	47	60

現状値の出典：「周南市調査資料」環境政策課

◆基本施策の体系



◆市の取組

○公害防止体制の整備

- ☆法令に基づく規制を遵守し、事業者と環境保全協定の締結を進めます。
- ☆環境保全協定に基づき、事業場への立入調査を行い、協定の遵守状況の確認や適切な指導を行います。
- ☆日常生活を原因とする生活環境の悪化等を未然に防止するための啓発に努めます。
- ☆新たな環境問題が生じた際には、適切な処理体制を確立します。

○調査・監視体制の整備

- ☆大気、水質、騒音等の調査を継続するとともに、調査結果を解析し、発生源者への指導等適切な保全対策を講じます。

○化学物質の適正な管理

- ☆P R T R制度*を活用し化学物質の適正な管理や排出削減対策に努めます。

◆市民の取組

- 近隣の人の迷惑にならないような生活をしましょう。
- ごみの野焼きは行わないようにしましょう。

◆事業者の取組

- 法令を遵守しましょう。
- 環境保全協定を締結し、遵守しましょう。
- 排出ガスや排水等の監視体制の整備に努めましょう。
- P R T R制度に基づく化学物質の適正管理を進めましょう。
- リスクコミュニケーション*を推進しましょう。
- 農薬や化学肥料は適正に使用しましょう。

2. 大気環境の保全

◆現状と課題

大気汚染物質には様々なものがありますが、一酸化炭素*、二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*等は、環境基準*が定められています。

本市では、二酸化硫黄、一酸化炭素等は環境基準を達成していますが、光化学オキシダント*は環境基準を達成しておらず、自動車による大気汚染状況も環境基準に達していません。

このため、自動車や事業場の排出ガス対策、悪臭対策を推進し、快適な大気環境を保全することが必要です。

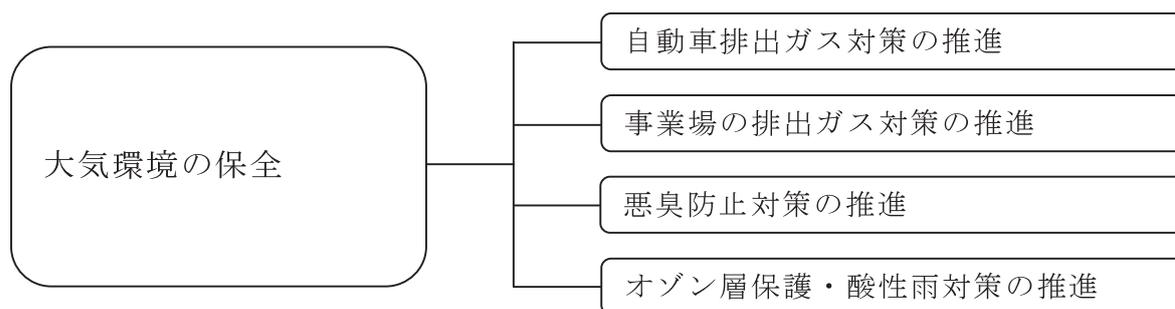
◆目標

快適な大気環境を保全・創出し、環境基準の達成を目指します。

代表的な指標		現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)
環 境 基 準 達 成 率	二酸化硫黄	100%	100%
	一酸化炭素	100%	100%
	浮遊粒子状物質	100%	100%
	光化学オキシダント	0%	100%
	二酸化窒素	100%	100%

現状値の出典：「環境白書 参考資料集」山口県環境生活部

◆基本施策の体系



◆市の取組

○自動車排出ガス対策の推進

☆電車やバス等の公共交通機関の利用促進を図り、ノーマイカー運動の推進に努めます。

☆交通の流れの分散化、円滑化を図り、エコドライブ（コラム1）の推進に努めます。

☆公用車の効率的な使用や低公害車（コラム2）の導入を進めます。

☆沿道緑化の整備に努めます。

○事業場の排出ガス対策の推進

☆企業との環境保全協定に基づき、大気汚染状況の測定を行い、大気汚染防止を指導します。

☆公共施設に大気汚染物質の排出が少ない機器の導入を進め、大気汚染物質の排出削減に努めます。

○悪臭防止対策の推進

☆事業場から排出される悪臭物質については、法令に基づき、排出規制の周知や適切な指導を行います。

☆事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

○オゾン層保護・酸性雨対策の推進

☆法令に基づき、フロン類の回収や適正な処理に努めます。

☆オゾン層保護、酸性雨対策の必要性について情報の提供に努めます。

◆市民の取組

○自家用車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。

○エコドライブを実践しましょう。

○低公害車の購入を検討しましょう。

○オゾン層破壊物質を含まない製品を使用し、廃棄は適切に行いましょう。

◆事業者の取組

○通勤時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。

○低公害車の購入を検討しましょう。

- 運搬経路を事前に確認し、効率的な運転に努めましょう。
- 生産工程の見直しや環境配慮型の設備機器の導入を検討し、大気汚染物質の排出抑制に努めましょう。
- 悪臭の防止対策に努めましょう。
- 家畜の糞尿は適正に処理しましょう。
- オゾン層破壊物質を含まない製品の製造や販売に努めましょう。

コラム1

エコドライブ

エコドライブとは、自動車から排出される地球温暖化や大気汚染の原因となる排出ガス（二酸化炭素や窒素酸化物など）の排出量を少なくする運転方法です。地球環境に配慮しつつ、安全運転にもつながります。

- ① ふんわりアクセル『eスタート』
「やさしい発進を心がけましょう」
- ② 加減速の少ない運転
「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」
- ③ 早めのアクセルオフ
「エンジンプレーキを積極的に使いましょう。」
- ④ エアコンの使用を控えめに
「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」
- ⑤ アイドリングストップ
「無用なアイドリングをやめましょう。」
- ⑥ 暖機運転は適切に
「エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。」
- ⑦ 道路交通情報の活用
「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」
- ⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック
「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」
- ⑨ 不要な荷物は積まずに走行
「不要な荷物を積まないようにしましょう。」

コラム2

低公害車／エコカー

低公害車/エコカーには、走らせる仕組みの違いにより、下表のような種類があり、従来のガソリン車やディーゼル車と比較して大気汚染物質や二酸化炭素の排出が少なく、走行音が静かという特徴があります。しかし、走行性能、価格、インフラの整備などの課題があり、開発や普及の程度に差があります。

種 類	概 要
燃料電池自動車	車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。直接水素を燃料とする場合、排気ガスは水蒸気のみ。今後の普及は、耐久性・信頼性の確保、コストダウンが課題となっている。
電 気 自 動 車	バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。ガソリンエンジン等に比べ構造がシンプルで、部品数が少なく、小型化が可能なため、自動車自体の小型化が容易。排出ガスは全く無く、走行騒音も大幅に減少する。
天 然 ガ ス 自 動 車	天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、圧縮天然ガス（CNG）自動車の普及が進められているが、インフラとして天然ガス供給ステーションの整備が必要。排出ガスの浄化は容易で、CO ₂ 排出量はガソリン車より2～3割減少する。
メ タ ノ ール 自 動 車	メタノールは天然ガスや石炭から合成されるほか、生ごみなどの都市ごみやバイオマスからの合成も可能。メタノールのみを燃料とするタイプと、メタノールにガソリンを混合したメタノール混合燃料タイプがある。インフラとして専用のメタノール燃料供給ステーションの整備が必要。
ハイブリッド自動車	複数の動力源を組み合わせ、それぞれの利点を生かして駆動させ、低燃費・低排出を実現する自動車。シリーズ方式、パラレル方式、シリーズ・パラレル方式（スプリット方式）に分けられる。

○低排出ガス認定車

「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、平成12年基準及び平成17年基準よりも排出ガスを低減していると国土交通省が認定した自動車です。排出ガスの低減レベルを☆の数で表示しています。



75%低減レベル



50%低減レベル

○燃費基準達成車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づき定められた燃費基準（トップランナー基準）を達成していると国土交通省が認定した自動車です。乗用車（ガソリン、LPG、ディーゼル）及び貨物車（ガソリン、ディーゼル）のうち、燃費基準達成車にはステッカーが貼られています。



燃費基準達成車



燃費基準+5%達成車

3. 水環境の保全

◆現状と課題

本市では、公共用水域の保全を図るため、公共下水道や浄化槽等の整備による生活排水対策を進めており、汚水処理人口普及率は91.7%に及んでいます。

本市の河川は、環境基準を達成しており、概ね良好な水質を維持していますが、海域や湖沼は、一部環境基準を達成していません。

このため、今後も生活排水対策等を推進し、良好な水環境を保全することが必要です。また、流入汚濁負荷量の削減や地下水の保全を図り、水量の確保や生態系の保全を考慮した健全な水循環系を構築していくことが必要です。

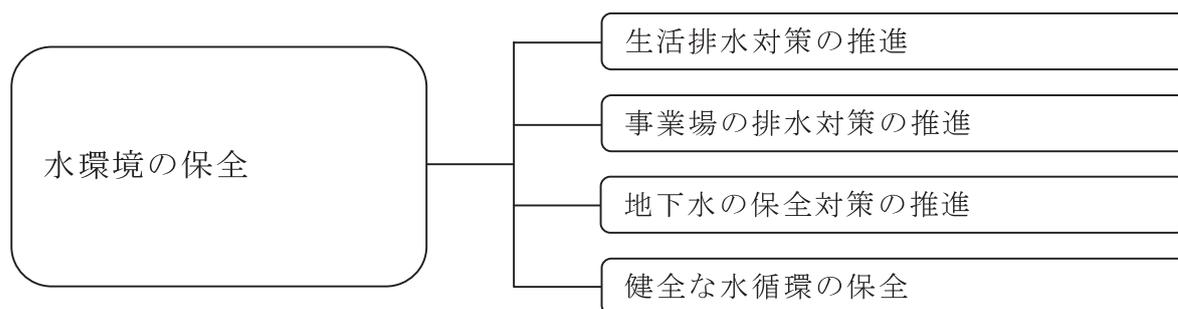
◆目標

快適な水環境を保全・創出し、環境基準の達成を目指します。

代表的な指標			現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)
環境基準 達成率	河川	BOD*	100%	100%
	海域	COD*	33%	100%
	湖沼	COD	50%	100%
汚水処理人口普及率(20年度)			91.7%	93.0%

現状値の出典：環境基準達成率は、「環境白書 参考資料集」山口県環境生活部
汚水処理人口普及率(20年度)は、「周南市調査資料」下水道政策課

◆基本施策の体系



◆市の取組

○生活排水対策の推進

☆下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた効率的な汚水処理施設の整備を推進し、未整備地区の解消に努めます。

☆家庭でできる生活排水対策や浄化槽の適正な維持管理の啓発に努めます。

○事業場の排水対策の推進

☆企業との環境保全協定に基づき、水質の測定を行い、水質汚濁の防止を指導します。

☆公共用水域に与える負荷を低減するため、公共排水処理施設の適正な維持管理に努めます。

○地下水の保全対策の推進

☆県と連携して、事業場等の排出水や化学物質の適正な処理・管理を指導し、地下水汚染の未然防止に努めます。また、地下水の監視に努めます。

○健全な水循環の保全

☆流域の健全な水循環を保全するため、森林の保全や水の循環利用等を推進します。

◆市民の取組

○公共下水道等が整備されたら、速やかに接続しましょう。

○公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。

○家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。

○雨水貯留槽を設置し、雨水の利用を検討しましょう。

◆事業者の取組

○公共下水道等が整備されたら、速やかに接続しましょう。

○公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。

○有害物質等を含む排水は、適正に処理しましょう。

○雨水貯留槽を設置し、雨水の利用を検討しましょう。

4. 騒音・振動の防止対策の推進

◆現状と課題

静かな環境は、快適で健全な生活を営むために、欠かすことのできない重要な要素です。

本市では、環境、工場、自動車騒音と自動車振動を測定しており、騒音は一部環境基準を達成していませんが、自動車振動は要請限度*に適合しています。

環境関連の騒音に対する苦情においては、事業場からの騒音が主なものとなっており、引き続き事業場及び自動車の騒音防止対策を推進するとともに、環境騒音等の監視測定を行い、生活環境を保全することが必要です。

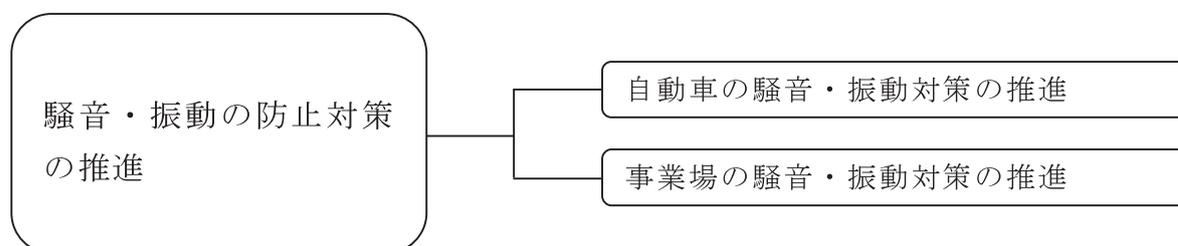
◆目標

快適な音環境を保全・創出し、環境基準の達成を目指します。

代表的な指標	現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)
環境騒音の環境基準達成状況	71%	100%
自動車騒音の環境基準達成状況	58%	100%

現状値の出典：「環境白書 参考資料集」山口県環境生活部
「環境報告書」周南市環境政策課

◆基本施策の体系



◆市の取組

○自動車の騒音・振動対策の推進

☆県と連携し、広域的な自動車騒音・振動の状況把握と監視体制の整備に努めます。

☆道路の新設や改良時には、排水性舗装の導入、植樹帯の設置を検討します。

☆電車やバス等の公共交通機関の利用促進を図り、ノーマイカー運動の推進に努めます。

☆交通の流れの分散化、円滑化を図り、エコドライブの推進に努めます。

○事業場の騒音・振動対策の推進

☆事業場から発生する騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。

☆深夜営業や早朝作業による近隣への影響を防止するため、騒音・振動対策の必要性について啓発に努めます。

◆市民の取組

○自動車の点検整備に努めましょう。

○ノーマイカー運動やエコドライブを実践しましょう。

○自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。

○日常生活での騒音の発生に気をつけましょう。

◆事業者の取組

○自動車の点検整備に努めましょう。

○ノーマイカー運動やエコドライブを実践しましょう。

○法令を遵守しましょう。

○低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装置の設置等に努めましょう。

○深夜営業や早朝作業による近隣への影響の防止に努めましょう。

5. 土地利用の適正化

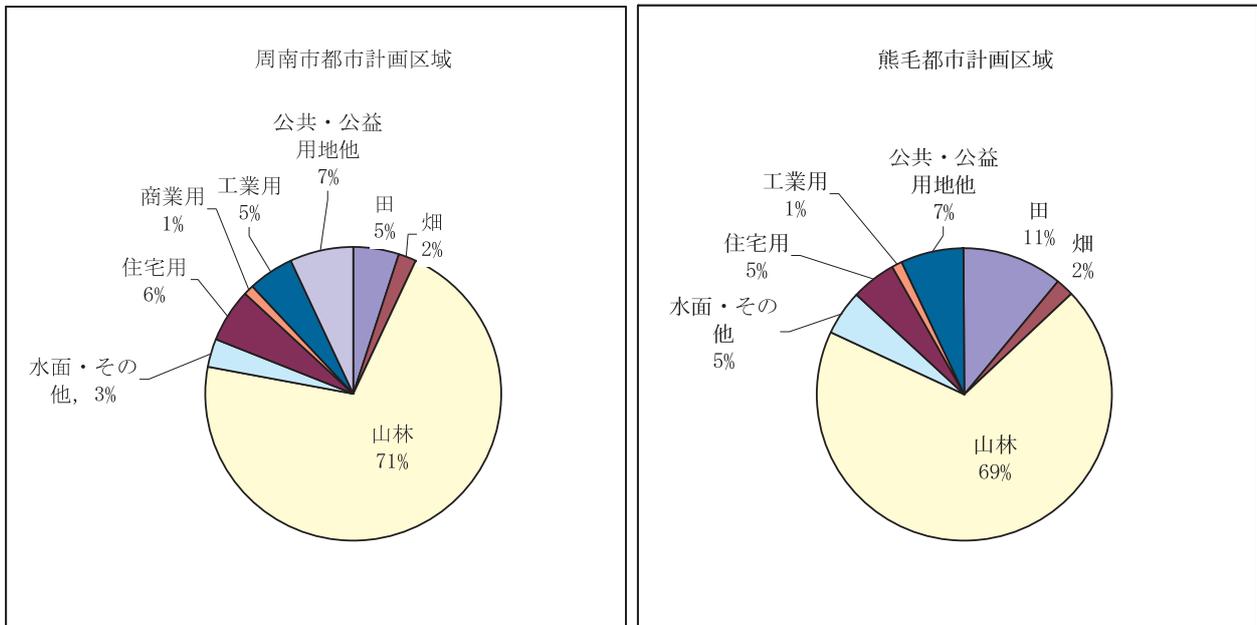
◆現状と課題

土地は、日常生活や生産活動の場として利用されており、地域の自然的条件や社会的条件等に配慮し、その有限性を認識する必要があります。

人口や産業が集中する中心部では、住居地域と工業地域が隣接することで生活環境の悪化が、周辺部では、開発行為による農地等の喪失が懸念されています。

このため、土地の利用に当たっては、地域の状況に応じて、自然や生態系との調和に十分配慮するとともに、快適な生活環境を維持・創出するために適正な土地利用を進める必要があります。

■都市計画区域内の土地利用状況

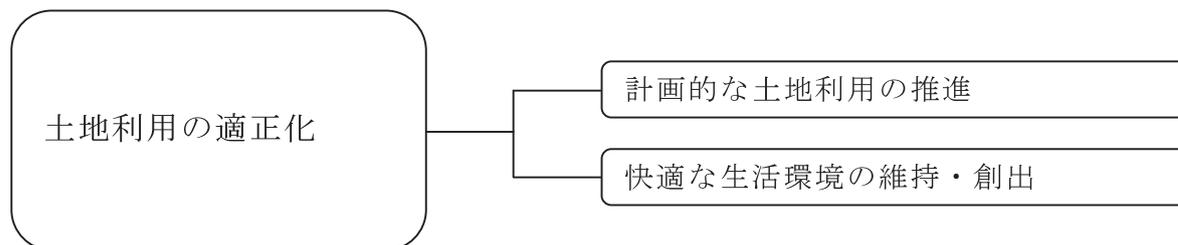


出典：周南市都市計画マスタープラン

◆目標

土地利用の適正化を図り、快適な生活環境を維持・創出します。

◆基本施策の体系



◆市の取組

○計画的な土地利用の推進

☆「周南市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の実情に即した適正な土地利用の規制・誘導を行います。

○快適な生活環境の維持・創出

☆自然環境や居住環境の保全と地域の活性化のための宅地開発や建築行為との調和を図りつつ、法に基づき、適正に指導します。

☆事業者と連携して、緩衝緑地帯の整備や製造施設の適正な配置等について検討します。

◆市民の取組

○自然や周辺環境と調和のとれた土地利用に努めましょう。

◆事業者の取組

○自然や周辺環境と調和のとれた土地利用に努めましょう。

○緩衝緑地の整備など、緑化に努めましょう。

○近隣の生活環境に影響を及ぼさない施設等の配置に努めましょう。

第2節 人とさまざまな生物が共生できるまちづくり

1. 生物多様性の確保

◆現状と課題

本市は、豊かな自然環境を有し、多くの野生生物が生育・生息しています。市内には、国の特別天然記念物に指定されているナベヅルや国蝶であるオオムラサキなどの絶滅の恐れがある種の生息も確認されており、市域の野生生物は、緑豊かな環境の中で生物相互の関係を築きながら生物多様性を保っています。

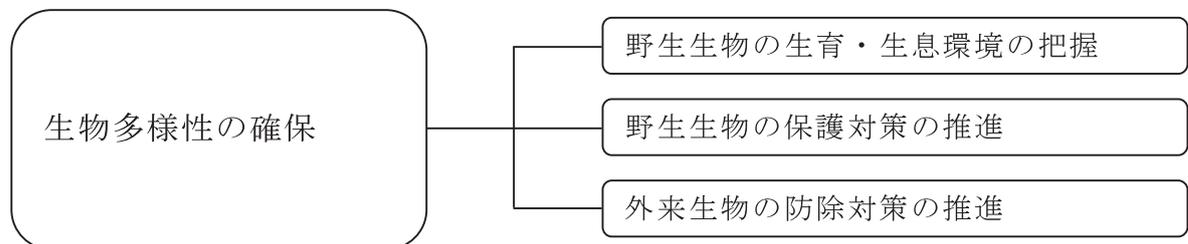
しかし、近年の各種開発や森林、農地の荒廃、外来生物*の移入、化学肥料や農薬の使用などにより、生物多様性はおびやかされつつあります。

このため、市民、ボランティア団体等と協働して野生生物の生育・生息環境の把握や保護対策、啓発を進め、生物多様性を確保していくことが必要です。

◆目標

野生生物が生育・生息できる環境の保全に努め、生物多様性を確保します。

◆基本施策の体系



◆市の取組

○野生生物の生育・生息環境の把握

☆野生生物の生育・生息環境の現状を把握し、効果的な野生生物保護対策を

推進するために、市民、ボランティア団体等と協働して環境調査を行います。

○野生生物の保護対策の推進

☆生態系との調和を踏まえた森林や河川、藻場・干潟の整備など、野生生物の生育・生息環境の保全や再生に努めます。

☆ナベヅルの生息環境の整備、保護ヅルの移送事業の充実を図ります。

☆徳山動物園において、地域の野生動物を紹介し、野生動物保護の必要性の啓発を行います。

☆化学肥料や農薬などの化学物質の適正な使用について、啓発に努めます。

○外来生物*の防除対策の推進

☆法令等に基づき、国や県と連携して、適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。

☆生態系等への被害が生じる恐れがある場合は、国や県と連携して、防除対策に努めます。

◆市民の取組

○身近に生育・生息している野生生物を観察してみましょう。

○野生生物の保護活動に参加しましょう。

○外来生物の飼育や栽培は適切に最後まで責任をもって行いましょう。

◆事業者の取組

○野生生物の生育・生息環境の保全に努めましょう。

○野生生物の保護活動への参加や支援を検討しましょう。

○外来生物の適切な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。

○化学肥料や農薬は適正に使用しましょう。

2. 自然環境の保全

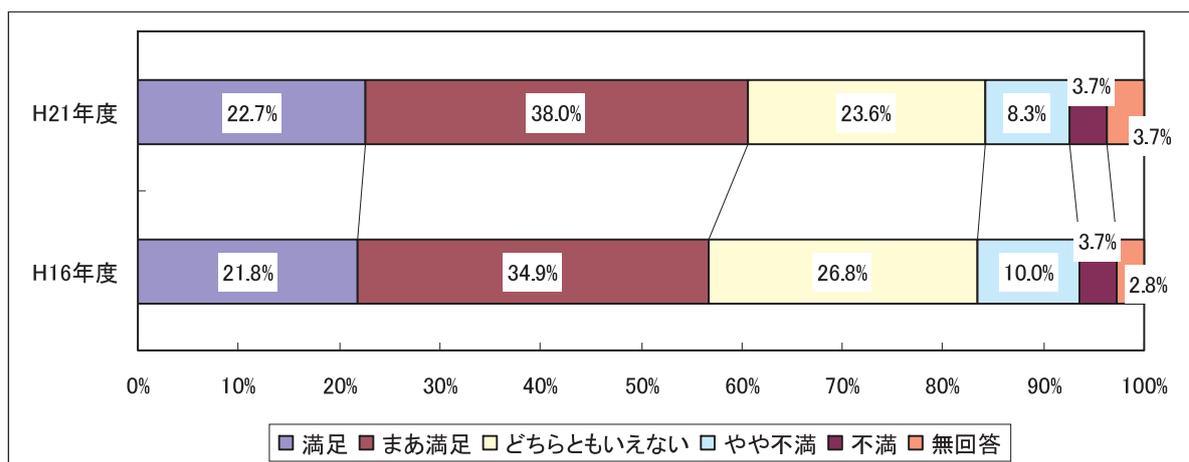
◆現状と課題

本市は、北部には広大な森林・樹林地が広がり、南部には大島半島や瀬戸内海に浮かぶ大津島等の島々が点在し、美しい自然海岸を形成しています。その一部は瀬戸内海国立公園に指定されるなど、海や山の自然に恵まれており、そこからもたらされる自然との憩いの場や景観は、市民にとって欠くことのできないものとなっています。

しかし、近年の各種開発や過疎化等により、優れた自然環境が損なわれる恐れがあります。

このため、現在の優れた自然環境を保全するために、有効な対策を推進していく必要があります。

■ 自然環境（緑の多さ、自然とのふれあい、自然景観の美しさ、生物の多様さ）に対する満足度

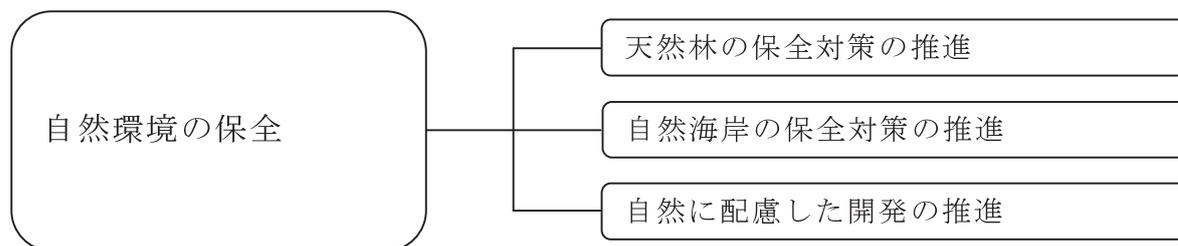


出典：市民アンケート「周南市の環境について」より

◆目標

天然林や自然海岸など、自然本来の姿を保全します。

◆基本施策の体系



◆市の取組

○天然林の保全対策の推進

☆天然林の現状把握に努め、必要な保全対策を検討します。

☆天然林に対する市民等の理解を深めるため情報の提供や啓発に努めます。

○自然海岸の保全対策の推進

☆瀬戸内海国立公園や自然海浜保全地区など、自然海岸の保全と適正利用の促進に努めます。

☆自然海岸に対する市民等の理解を深めるため、情報の提供や啓発に努めます。

○自然に配慮した開発の推進

☆各種事業を実施する際は、計画段階で貴重な自然の改変を予測、回避し、自然環境の保全に努めます。

☆周辺の自然環境との調和が図れた計画となるように努めます。

◆市民の取組

○天然林の重要性について考えてみましょう。

○森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。

◆事業者の取組

○森林の適切な維持管理に努めましょう。

○環境影響評価（コラム9）を実施し、適切な環境保全対策に努めましょう。

○各種開発を行う際は、できるだけ自然の改変を回避する計画を立てましょう。